

無知なままで俎板の上



正岡 利朗
(高松大学経営学部 教授)

Toshiro
Masaoka

この原稿を書いている3月中旬現在、「準感染警戒期」となっている香川県でのコロナ禍生活も早や1年が過ぎ、個人的には「もう慣れ切った」という感覚です。しかし、仕事面では「第3波がほぼ収束したようだが、変異株による第4波はいつ来るのか」とか、「ワクチンが我々に回ってくるのはいつ頃なのか、そもそも効くのか」など、いろいろ気になることがありますね。今回の話題は、当方が歯科治療を受けるに際して痛感したことです。

当方は、15年ぐらい前に歯を大切にしなければならぬと理解し、そのために以後、3ヶ月に1度、ある歯科医院へ定期検診に通っていました。毎回の内容は、歯科衛生士による虫歯及び歯周病の点検、その後、歯にフッ素を着色し、プラーク（歯垢）の付き具合をスコアにして、歯科医に報告し、歯科医による目視点検、アドバイスを心得て終了という流れです。プラークスコアは毎回10~30なのですが、これはわりと良い方とのことで、このスコアを維持するべく、歯磨きに精を出し、時々、歯間ブラシで掃除をすることを習慣にしています。

このように気を付けていた歯なのですが、昨年の2月に久々に虫歯になってしまいました。そのときの衛生士によると、ごく初期であり、治療には麻酔がいらないであろうとのことでした。そこで、翌週に予約を取り、歯科医（院長）による治療が始まったのです。当方は久々のこととてビクビクしながら治療イスに横たわったのですが、まず、必要ないとされていた表面麻酔、続いて、浸潤麻酔の注射を説明なくされました。そして、麻酔が効いた後、歯を機械で削り、仮のフタを被せて、「1週間後に銀歯を入れるのでまた来てください」となりました。

その後は、食事をする度に、治療部が激痛に襲われました。これまでの歯科治療後の記憶にないような痛みで、食事は流動食中心にして、再度、歯科医院に行くと、今回の衛生士（毎回変わる）は、「レントゲンを1度も撮られていないのですね」と不思議がっています。治療部露出後にエアを吹きかけられたら、飛び上がるほど痛く、脂汗を流す様子を見て、「神経に当たっていますね...」とのことでした。

衛生士が歯科医に状況を報告すると、これまで、歯科医は説明もなく治療行為をしていたのに、ここに至っている説明します。「深くまで虫歯が及んでいた部分があったので、そこを削ったら神経に当たったようです」、「痛くなるかどうかは個人差があるので...」「ですが、神経を抜いてしまうと、歯に良くないので、できる限り神経を残して被せたいのです」とのことです。当方にして、可能な限り保存を望むのは同じですが、神経に当たるかどうか、前回の治療中にもう少し精密にわからなかったものなのでしょうか？そして、定期健診に通っているのに、なぜ、いきなり神経にまで当たる重症で発見されるのでしょうか？さらに言えば、実はウデが悪くて必要以上に削ったのでは

ないでしょうか？これらのことを次々と質問等したかったのですが、すでに引き返せないところまで来ているので、今さら何を言っても、状況は改善しませんよね...。

その後、再び麻酔を打って、銀歯を被せ、治療は終了したのですが、以後は、常に治療部位が知覚過敏となってしまう、冷水が沁み、実につらいです。疲労が溜まっているときなどはその部位がズキズキと疼きます。つまり、QOLがかなり低下したことになるわけで、このことを同僚に嘆くと「ワタシも治療のせいで知覚過敏になった」とか「治療開始前にレントゲンはフツー取るよね」とか、多数の体験談や知識が得られました。これらをあらかじめ聞いておけば、と思っても、後の祭りですよ...。

当方がその歯科医院に通い始めた理由は、職場から近く、HP情報にも好感が持てたから、でした。院長は、自分と同年代で、脂が乗っていた頃は確かに精悍だったのですが、数年前に大病をしており、現場に復帰したのは1年ほど前です。久々に見た院長は、体幹に力が入っておらず、見る影もなく痩せ細ってました。もしかしたら、自分が生きるのに精一杯で、精密な手技を必要とする治療行為はすでにまともにはできなくなっていたのかもしれない。

この一件で、その歯科医院に訣別したわけです。しばらくは歯科医院にはもう行きたくない、しかもコロナだし、ということで定期検診をためらっていたのですが、さすがに1年も経ったので、意を決して歯科医院を探すことにしました。一度通い始めると、よほどのことがない限り、他の医院には移れない、つまり俎板に乗ってしまうわけで、ここで慎重な選択が実は必要とされるわけです。

そこで、まずはネット情報を収集したのですが、残念ながら、歯科医院を評価するサイトなどはほぼ全てが、信憑性が著しく低いものであるようです。「NPO法人 日本歯科医療評価機構」という、如何にも公益的なネーミングの団体もありましたが、これも同様であるようです。そのサイトには「良い歯医者選び方」というページもあるのですが、いざ実際に通って、治療を受けてからでない判明しない項目が半分以上を占めています。結局、完全情報は得られないわけで、このような場合の選択には、どうしても「賭け」の部分が残ります。当方は、今回、この賭けについて、親しい医療従事者に「あなたが現在通っている歯科医院を教えてください」という手段を用いました。この手段は当初の、選択の時点ではまずまず成功しているようです。

「切実なことなのに、情報が少ないままで選び、その後の見直しをしていない」ことが、人生のさまざまな局面で見られます。しかし、この度の体験より、これらを御座なりにせず、適宜点検し、再考する態度を身に付けておくことがうまく生きるのに少しは寄与するののかも、と痛感した次第です。

通常総会開催にあたっての留意点

4月に入り多くの組合では、決算書の作成や総会開催準備でお忙しい時期を迎えているかと存じます。通常総会開催にあたっての留意点及び事業年度終了からの事務手続きについてご紹介します。

○定足数について

総会は招集手続に従い、出席組合員が定足数（書面議決者及び委任状による代理人の出席を含む）を満たしてはじめて成立します。これは、総会の議決が有効になされるための前提条件です。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の「半数以上」の出席が法に規定されていますが、普通議決事項については特に定めはありません。しかし、多くの組合では、定款参考例に倣って半数以上の出席を定めていますので、それにしたがって定足数に達しているかどうかを確認する必要があります。

○議長について

議長は、総会開催ごとに、出席した組合員の中から選任します。また、公正な議事進行のため議長には議決権がなく（但し、選挙権は有する）、代理人をもって議決権を行使することも他の組合員の代理人になることもできませんが、普通議決事項において可否同数の場合は議長が決定権を行使することができます。

○議決権及び書面・代理人出席について

組合員は、出資の多寡、事業規模の大小等に関係なく、平等に1個（票）の議決権と役員選挙権を有します。また、組合員が総会に出席できない場合は、書面や代理人によって議決権、役員選挙権を行使することができます。ただし、書面または代理人による議決権及び役員選挙権の行使では次の点に留意してください。

- ・書面または代理人による権利の行使は、あらかじめ総会招集通知によって通知のあった事項に限られます。
- ・代理人の資格は、組合員の親族、使用人または他の組合員に限られます。
- ・代理人は、代理権を証する書面（委任状）を組合に提出しなければ権利の行使はできません。
- ・代理する人数は、定款の規定以上の人数を代理することができません。

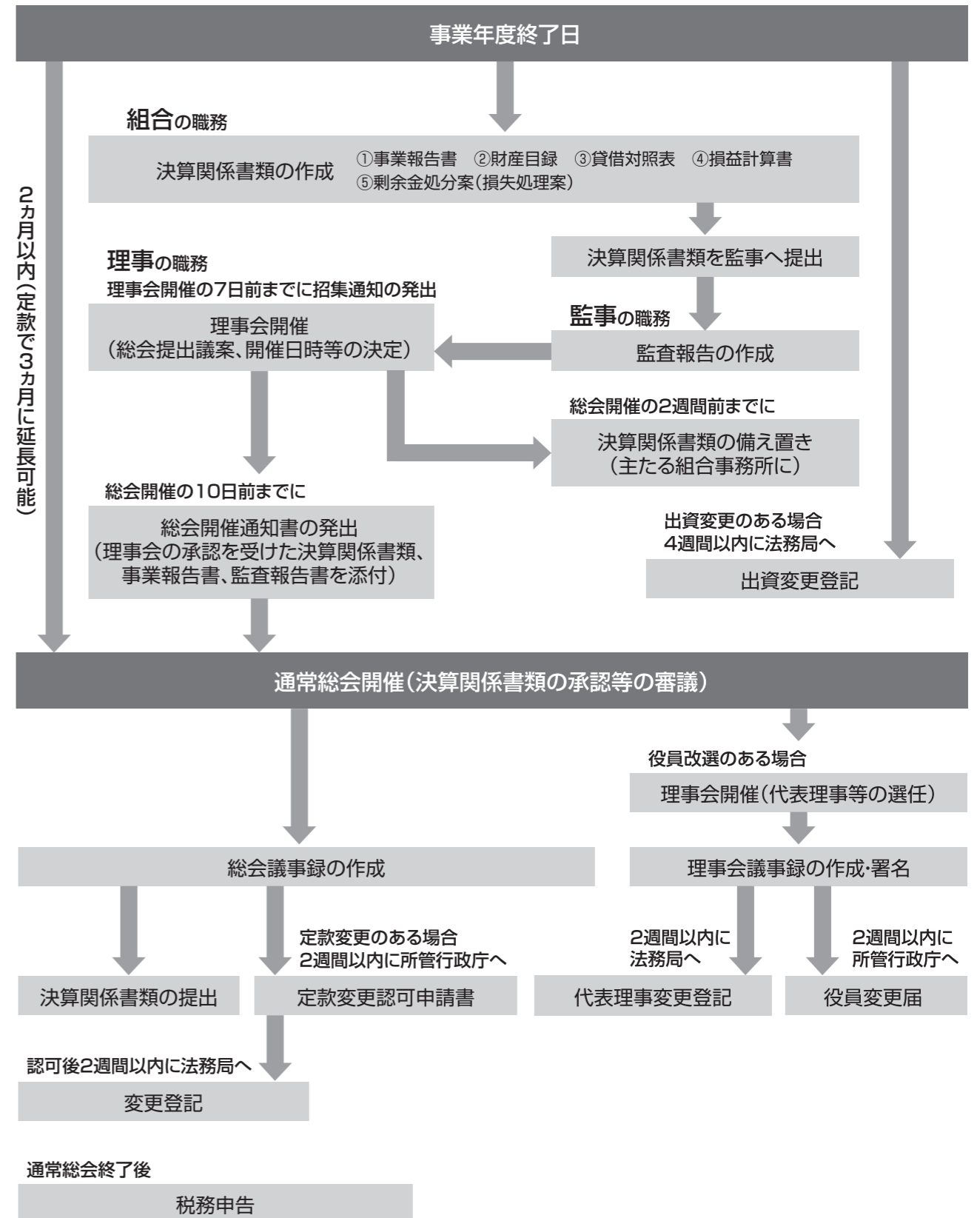
なお、「白紙委任状」は、組合員が総会に関して全般の責任を持つ理事長に、代理人の選任を一任したと解されますが、委任状として効力を発生させるには、総会までに白紙の箇所（代理権を行使する者の氏名）を補完しなければならないことに注意してください。

○議決事項・方法について

議決事項には、法の定めにより必ず総会で議決しなければならない「法定議決事項」と、定款及び理事会において総会の議決が必要と判断された「任意議決事項」があります。また、議決方法には組合組織の根本に影響を及ぼすため、特にその議決に慎重を期する必要がある「特別議決」と、特別議決以外の事項について用いられる「普通議決」があります。事業協同組合における議決方法及び議決事項等の一例については次のとおりです。

	議決の方法	議決事項	議決要件
法定議決事項	特別議決	定款の変更	総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決による。
		組合員の除名	
		組合の解散	
任意議決事項	普通議決	規約の設定、変更又は廃止	議決権数の過半数による。
		収支予算及び事業計画の設定又は変更	
		経費の賦課及び徴収の方法	
		決算関係書類の承認	
		役員改選	
		借入金残高の最高限度	
		役員の報酬（理事と監事の別）	
剰余金の配当			
		その他理事会において必要と認められた事項	

事務手続きフロー図



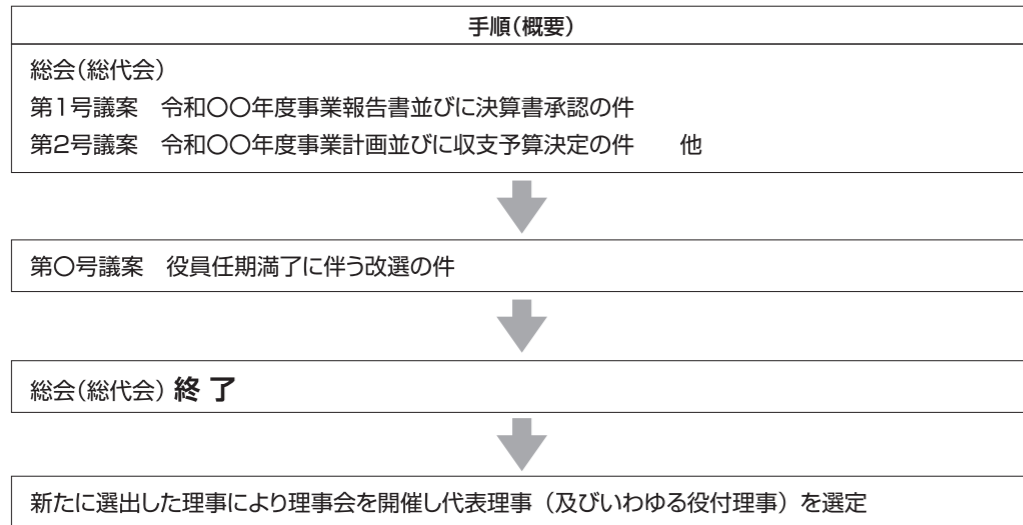
※理事会及び総会開催の招集通知日につきましては、各組合の定款をご確認ください。

役員改選時における代表理事選定に際しての手順について

役員改選時における代表理事選定に際しての手順について「法律及び定款に基づかない不適切な方法にて行われている」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出てきております。

つきましては、下記により適切な手順(例)の内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

【適切な手順(例)】



《ポイント》

- 代表理事選定のための理事会は、原則として総会(総代会)終了後に行う必要があります(代表理事が重任する場合は含む)。
- 理事の任期は総会(総代会)の「終結時」までであり、総会(総代会)終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高いので注意してください(新旧理事が全員同じ場合を除く)。
- 理事全員の同意がない場合は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することはできません。

通常総会における書面出席の通知について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されているところでもあり、通常総会において組合員は書面により議決権を行使することも可能です。その際は案内時に、開催通知※、返信用文書(書面議決書※)、通常総会議案書(事業計画及び予算等を含む)を組合員に通知してください。

※上記2文書は、下記の本会ホームページにてダウンロード可能です。ご活用ください。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/news/topics/soukaisyomen.htm>

(議決権及び選挙権)に関する中協法の規定内容

- 第11条 組合員は、各々1個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。
- 2 組合員は、定款の定めるところにより、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。
- 4 前2項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 第49条 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

☆事務手続き等について、ご不明な点がございましたら本会指導員までご相談ください。

中央会だより

三井住友海上火災保険株式会社と経営支援連携に関する包括協定を締結

本会では、三井住友海上火災保険(株)と相互に協働・連携することにより、会員組合等への経営支援等を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的に経営支援連携に関する包括協定を締結することとなり、去る3月12日(金)に調印式を行いました。

式には、本会からは国東会長並びに副会長、三井住友海上火災保険(株)からは大矢高松支店長をはじめ3名の方に出席いただき、国東会長と大矢支店長がそれぞれ協定書に調印しました。

今後は、連携協定に基づき、三井住友海上火災保険(株)からの講師・専門家の派遣、セミナーの共催等を通じて、更なるご支援・ご協力をいただくこととなります。

(例:SDGs推進セミナー・勉強会への講師派遣(本会機関誌12月号をご参照下さい。))



▲協定書締結の様子(左・国東会長)

<連携事項>

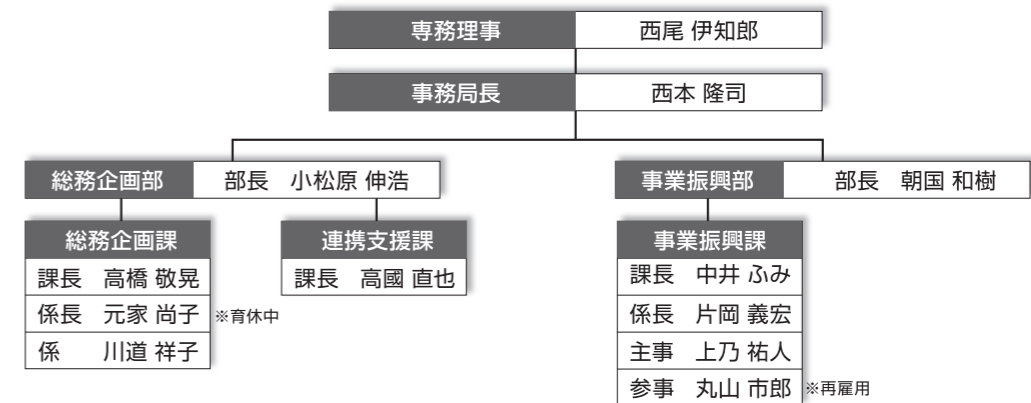
1. 本会の共済事業の普及促進に関すること
2. 会員の後継者育成支援、事業承継支援に関すること
3. 会員の販路拡大支援に関すること
4. 会員のインバウンドビジネス支援に関すること
5. 会員の海外進出支援に関すること
6. 会員の経営課題解決支援に関すること
7. 会員のSDGs推進に関すること
8. 会員のリスクマネジメントに関すること
9. 会員の働き方改革に関すること



▲出席者の方々

香川県中央会 令和3年度事務局機構図

4月1日現在



BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	鬼滅の刃塗絵帳 -紅- 鬼滅の刃塗絵帳 -蒼-	吾峠呼世晴	集英社/各880円
2	推し、燃ゆ	宇佐見りん	河出書房新社/1,540円
3	スマホ脳	アンデシュ・ハンセン:著 久山葉子:訳	新潮社/1,078円
4	クララとお日さま	カズオ・イシグロ:著 土屋政雄:訳	早川書房/2,750円
5	本当の自由を手に入れるお金の大学	両@リベ大学長	毎日新聞出版/1,540円

香川県書店商業組合調べ

新型コロナウイルスの収束が見えず、DI値は低調に推移している 2021年2月

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言後の販売について小麦粉の販売量(業務用)は大きく落ち込んでいる。また、土産用種類も大きく落ち込み、およそ80%減になっている。家庭用乾麺(半生麺を含む。)は、スーパー等の販売店が在庫積み増しを行ったため、出荷量は伸びている。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは組合全体として前年同月対比69.7%(1月分)であり、新型コロナウイルスの影響が大きかった昨年4~5月よりも状況が悪化している企業もある。通販は上昇しているが、土産物はかなり減少し、影響の少なかつた量販店向けも減少している。特売等を組むことができない中、安定志向になり、注文が大手メーカーに流れる傾向にある。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による12月の冷凍食品生産数量は、昨対95.4%となり、令和2年の累計は100.5%となった。業務用と市販用のカテゴリー別の数量は、業務用が12月88.3%・年間91.1%、市販用が12月99.8%・年間106.2%と大きく差が出ている。今後のコロナ対策の動向次第となるが、業務用商品の回復に期待したい。(冷凍食品) ●2月単月の組合員の売上業績は、ほぼ前年同月比100%と推察しているが、コロナ禍での消費動向は家庭向けの醤油が中心ではないかと思われる。当組合の出荷量は1月以降鈍化しているが、3月は決算月であり、単月での出荷量の増加を期待したい。経済情勢の回復が1日も早く到来することを祈念する状況である。(醤油) 	
	繊維工業	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響は、依然として製造・販売に大きな影響を及ぼしている。首都圏及び大都市圏における緊急事態宣言により、入出が減少し、クリアランスセールに入っている手袋についても次季の生産に影響を及ぼしそうなほど売り上げは減少している。また、ゴルフ手袋を主体としたスポーツ手袋の受注は回復基調にあるが、OEM先からの発注が遅かったため、生産のキャパが間に合っておらず、売り上げ減少分を回収できていない。比較的影響の少ないスポーツ手袋でさえ、対前年比売り上げは65%程度と苦戦を強いられており、皮革手袋やジャージ手袋はそれよりもさらに新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている。(手袋) 	
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の巣ごもり需要で前年同月よりは好転している。ただ、業界では3月以降、受注・需要は減速するとの見方がある。SNSを活用した販促など直接、消費者に届けるメッセージが重要と考える。(家具) ●コロナ禍の悪い状況が続いているが、新築住宅の注文は昨年並みで価格も横ばいである。輸入材全般において入荷状況が悪化しているため、将来的には不安である。(製材) ●新型コロナウイルスの影響が続き、住宅取得意欲が回復せず、新設住宅着工戸数も伸び悩み、業績も停滞している。(木材) 	
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスが伝染し始めてから約1年が経過し、一昨年前までは前年度比較において売上高、収益状況等の変化はあまりみられなかったが、昨年3月頃より各事業所から芳しくない情報が入るようになってきた。各々対策を打ち、対処努力している。新年度は好転を期待して経済の活性化を望む。(印刷) 	
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度価格改定に向け、連合会の各支部において取り組むが、それぞれ市況環境が異なるため、先行き不透明な部分がある。(生コン) ●産地内において受注を持つものと持たないものの二極化が顕著になっている。何でもできる事業所、新しい事に躊躇なく取り組める事業所、積極性や行動力が結果を生んでいるようである。(石材加工) 	
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●全体的に悪いが、一部で回復が見受けられる。(鋳物) ●雇用調整助成金の出口戦略が今後の課題となる。年度末在庫調整により各社、受注量は「底」とも思える。コロナ禍の1年を経て少しずつ希望の足音も聞こえ始め、それを信じて進むのみである。(鍍金) ●県内の鉄骨物件状況は、全体的に1~3か月程度の仕事量は確保しているが、稼働率において組合員格差が生じている。特に地場物件の見積件数は少なく、需要面の先行きが見通せない状況にあり、相次ぐ鋼材価格の上昇など市況を取り巻く環境は厳しくなっている。また、受注単価もゼネコンの競争激化で低下傾向にあり、課題が山積している。(建設用金属) 	
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●業績は先月と同じく低調だが、人員は変わらずに安定している。(造船) 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●今年の「漆器まつり」は、3月に予定していたが、新型コロナウイルスの影響で大人数が集まるお茶会ができないため、規模を縮小して2月に栗林公園商工奨励館で開催した。これまでの玉藻公園から会場も変わり、お茶会もないので心配していたが、天候に恵まれ、地元の方を中心にますますの来場があり、売上も予想よりは良かった。(漆器) ●2月の業績は、前月からの小売売上が低下したままで、防衛省の布団発注も前年と比べて少なく、前年比5%減であった。しかし、今年の夏頃には防衛省より4~5,000枚の布団発注が出る見込みであり、前回の組合受注は合計2,100枚なので2倍以上の売上が予想される。(綿寝具) 	
	非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き量販店は好調だが、その反面、業務用の低迷は続いている。今年に入ってスマホ決済キャンペーンも加速して、さらに明暗が分かれている。(青果物) ●原油価格の上昇により、卸売価格が5.5円上昇しているが、県外安売業者進出の影響で小売価格への未転嫁が続いている。ガソリン小売価格は、全国平均に比べ3.6円余り安く、組合員の収支状況は悪い。また、2030年カーボンゼロの東京都の発表等から先行きに不安を持っている組合員が多く、人の確保も難しいという声が出ている。その他、地下タンクに対する50年問題もあり、今後、廃業する組合員が出てくるのが予想される。(石油) ●巣ごもりが長く続いていることから、エアコンや冷蔵庫などが好調である。また、除菌、消臭機能を搭載した高付加価値商品が求められている。今後、働き方にも変化が起きていることから、新型コロナウイルスが収束してもこうした動きが続くのではないかと。(電機)
		商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言が首都圏を除き解除となることやワクチン接種が始まったことで新型コロナウイルスへの警戒感はあるが弱まりつつあり、通行量も2月初旬を底に徐々に増えてきている。今後、第4波の発生がなければ今夏の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて政府も感染防止や経済対策により踏み込んだ姿勢をみせ、景気も明るさが見られる。それにあわせて消費も回復していくことになるだろうが、気がかりなのが4月から始まる商品の税額を含めた総額表示である。値札やプライスカードで税別価格に見慣れてきていることから、税込価格の表示に変わると総てが一律値上げとなったかのような錯覚は夏くらいまで続き、消費の心理的重しとなる可能性も否めない。また、当面多くの人が集まる抽選会等のイベントは延期となっているが、商店街内の店舗を横断的に紹介するアプリの開発を行い、3月からの運用を予定している。今後、新型コロナウイルスの感染が抑えられてくれれば、アプリを使ったスタンプラリーやクーポン配布の展開が可能となる。この先もしばらくは新型コロナウイルスの脅威と向き合わなければならないが、前向きな新しい段階を迎えつつあると期待している。(高松市)

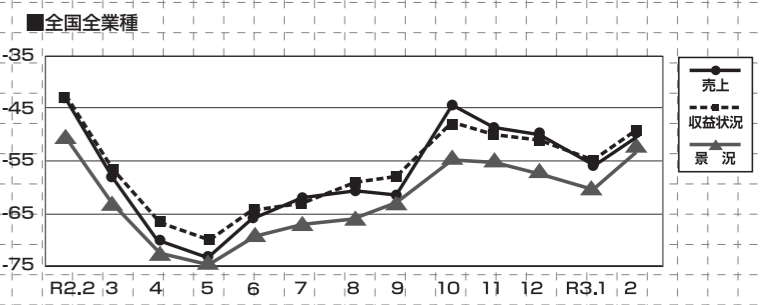
2月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-58.3ポイントで前月調査の-56.3ポイントから2.0ポイント悪化した。また、収益DI値は-58.3ポイントで前月調査と同値、景況DI値は-58.3ポイントで前月調査の-60.4ポイントから2.1ポイント改善した。コロナ禍の長期化による経済活動の低迷から、少ない受注を確保するために競争が激化しているという報告も見られる。

非製造業	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスが発生してこの2月で丸一年になった。2月も非常に厳しく、この先いつまで続くのか、店がもつのか、不安である。2月後半は近隣百貨店で人気のある催事が始まり、人が出ていたが、前半は感染者数の増加が毎日のように報道され、外出を控えた人が多かったように思う。当商店街でも飲食店の休業が続いており、喫茶業の当店も2月は17年間で過去最低の売上を記録した。(高松市) ●当組合の1店舗が閉店し、営業店は5店舗になったが、来月、ショッピングセンターから飲食店1店舗が移転してくる予定である。(坂出市) ●2月は例年売り上げが落ちる年だが、季節に関係なく、消費は冷え込んでしまっている。数字がでない毎日で、固定費の支出に四苦八苦している現状にある。(丸亀市) ●近隣の宿泊業、飲食業の来店・来街頻度や利用客数は間違いなく減少しているが、他の業界も同じく苦しい。打つ手の少ない我々零細事業者をもっと見てほしい。じっと我慢して耐えている店が多い。(観音寺市)
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●2月の宿泊人数は、新型コロナウイルス感染症の影響のなかつた前々年と比べると約63%の減少となった。日帰りの会議や宴会について、2月の実績は前々年比70%減となっており、3月以降の予約状況も8割近く減少するなど、依然として厳しい状況が続いている。(旅館) ●令和2年度より(公社)日本利用美容教育センターを中心に、各都道府県の理・美容組合と全国の理・美容学校養成施設との連携を深めることにより、卒業生の就職活動のサポートと受入側の理・美容所の労働環境等の整備を行うことを目的に「産学連携就職情報交換事業」が実施された。今年度の結果は、求人店舗数697店舗、求人数2,361人、内定数378人となった。令和3年度も引き続き実施予定である。(美容)
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> ●時間外労働の上限規制と関連して問題となっていた現場までの移動時間の取り扱いで国土交通省は資機材などの日々の回送で作業時間が減少する場合に別途、積算で考慮することという新たな対策を打ち出した。働き方対策への対応と作業時間の確保の狭間に立たされていた中小建設企業に両立する糸口が示されたと言える。中長期的な担い手確保の観点からも今後、受発注者双方が継続して解決策を模索していく必要がある。(総合建設)
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2月の営業収入は、対前年比53.4%と大幅な減少となっている。(タクシー) ●令和3年1月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、△1.6%減となり、対前月比では△13.2%減となった。また、1月分利用車両数の対前年同月比は、△1.0%減となった。(トラック) ●2月発表の(公社)全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感(令和2年10月~12月期)」によると、コロナ禍での通販需要拡大により、「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益、経常損益ともに前期と同様、大幅な改善となった。「一般貨物」及び「宅配以外」でも輸送量、経常損益等が回復基調となったことから、業界の景況感△65.3(前年同期比)となり、前回(△91.7)から26.4ポイント改善した。(貨物)

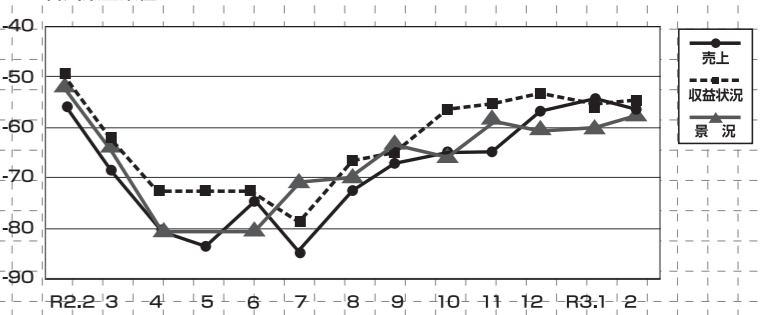
香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況		
製造業	食料品	☔	☔	☔	
	繊維・同製品	☔	☔	☔	
	木材・木製品	☔	☺	☔	
	印刷	☔	☔	☔	
	窯業・土石製品	☔	☔	☔	
	鉄鋼・金属製品	☔	☔	☔	
	輸送用機器	☔	☔	☔	
	その他	☔	☔	☔	
	非製造業	卸売業	☺	☺	☺
		小売業	☺	☔	☔
商店街		☔	☔	☔	
サービス業		☔	☔	☔	
建設業		☔	☔	☔	
運輸業		☔	☔	☔	
その他		☔	☔	☔	

DI値の推移(対前年同月比)



香川県全業種



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3カ月(直近1カ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金使途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。
(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

【利子補給制度について】

- ①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

【特別利子補給制度について】

別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等
※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。
【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫
高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額(いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年)(注1)	国民生活事業	4,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率-0.9% 4年目以降：基準利率
		4,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	2億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率-0.9% 4年目以降：基準利率
		2億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。
(注2)一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店
URL : <http://www.jfc.go.jp>
〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274
中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

ご活用ください。産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現において、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは

公益財団法人 産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 香川事務所
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355
FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00
(土・日・祝日は除く)



URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>